

神田外語学院 障がい学生支援方針

2024年4月1日制定

■基本理念

神田外語学院（以下、「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、学生ができる限り平等に教育が受けられることを目指すため、障がいがある学生への教育の機会確保のための支援を行います。

■本学における配慮や支援の考え方

本学は、障がいのある学生および入学を希望する志願者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合において、合理的配慮に基く支援の検討を開始します。支援実施の判断にあたっては、本学の教育の目的・内容・評価の本質を変えない、また実施上、本学の体制面および財政面において均衡を失したまたは過重負担とならないものであることを要件とします。教育の本質が損なわれない形で可能な限りの障壁を取り除けるよう、学生の声を積極的に聞き取り、学校と学生との建設的会話による相互理解をはかったうえで、修学環境の整備を図っていきます。

■支援対象

支援の対象となる「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者で、本学に入学を希望する者及び在籍する学生とします。

■支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を提供します。方針の内容については必要に応じて見直していきます。

- （1）障がいを理由に受験を断念することがないように努めます。
- （2）障がいを理由に修学を断念することがないように必要な修学機会を確保します。
- （3）学生との建設的な対話を重視し、本人の要望に基づいた支援を実施するように努めます。
- （4）支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、その他学院行事への参加等、学院での教育に関する事項とします。
- （5）「情報の保証」「円滑なコミュニケーション」「試験・評価方法」などにおける配慮の考え方を障がいのある学生及びその保護者等に伝え、理解を得るように努めます。

■支援体制

障がい学生の修学環境の向上を目指す「障がい学生支援委員会」が、学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化すると共に、学生・教職員の意識啓蒙及び専門性の向上に努めます。

〈相談窓口〉

- 入試に関する相談：アドミッション&コミュニケーション部
- 障がいのある学生の支援全般に関する相談：障がい学生支援窓口（本館1階）